

【事業場①】 続き		
産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上3種類	182.3㎡	3.0m（屋内）
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類	11.8㎡	1.7m（屋内）
金属くず 以上1種類	15.2㎡	1.4m（屋内） (8.0㎡コンテナ×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	18.5㎡	1.4m（屋内） (8.0㎡コンテナ×1個)
木くず 以上1種類	18.5㎡	1.4m（屋内） (8.0㎡コンテナ×1個)
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類	18.5㎡	2.9m（屋内）
がれき類 以上1種類	48.0㎡	1.1m（屋内） (50.4㎡地下ピット)
がれき類 以上1種類	12.0㎡	3.0m（屋内） (36.0㎡地下ピット)
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類	12.5㎡	1.6m（屋内）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類	10.8㎡	1.6m（屋内）
木くず 以上1種類	13.7㎡	1.6m（屋内）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類 （いずれも廃量に限る。）	46.5㎡	3.0m（屋内）

【事業場②】		
産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類 （いずれも廃太陽光パネルに限る。）	108.0㎡	2.5m（屋内）

(以下余白)

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県入間郡三芳町上富緑1589番地2

氏名 石坂産業株式会社
代表取締役 石坂 典子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和7年5月15日

許可の有効年月日 令和13年7月24日

1. 事業の範囲
- 中間処理
- 【事業場①】
- 破砕：廃プラスチック類、紙くず（廃量に限る。）、木くず、繊維くず（廃量に限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類
- 破砕減容：廃プラスチック類（フィルム状のものに限る。）、紙くず、繊維くず 以上3種類
- 圧縮梱包：紙くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類
- 破砕・圧縮梱包：廃プラスチック類（軟質のもの及び廃量に限る。）、紙くず（廃量に限る。）、木くず（廃量に限る。）、繊維くず（廃量に限る。） 以上4種類
- 【事業場②】
- 解体分離・切断分離：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（いずれも廃太陽光パネルに限る。） 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設
- 施設等の所在地処理施設及び保管施設の概要は別記のとおり。

3. 許可の条件
- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、別記（2）に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況		
許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和51年 5月19日	指令環第1281号	新規許可
平成20年 7月 9日	指令産廃第119号	変更許可（処理能力の増大）
令和元年 6月10日	指令産廃第222-1号	変更許可（事業場面積の拡大、破砕・圧縮梱包処理の追加、破砕施設の入替え等）
令和 6年 7月25日	指令西環第2-2号	更新許可（優良認定）
令和 7年 5月15日	指令産廃第100-1号	変更許可（事業場②の追加及び解体分離・切断分離施設の追加）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
- ~~有~~ ・ 無

別記
(1) 施設等の所在地
【事業場①】
埼玉県入間郡三芳町大字上富字緑1588番1、1588番3、1588番4、1589番1、1589番2、1589番3、1589番4、1589番5、1590番1、1590番2、1590番3、1590番5、1590番7、1590番8、1590番9、1590番10、1590番11、1590番12、1590番13、1591番1、1591番2、1591番3、1591番4、1591番10、1591番11、1591番12、1592番1、1592番3、1593番4、1593番6、1593番7、1593番8、1593番10、1593番12、1593番13、1593番14 以上36筆（面積23,912.61㎡）。

【事業場②】
埼玉県入間市狭山台四丁目11番1、11番15 以上2筆（面積1,917.42㎡）

(2) 処理施設の種類及び能力等
【事業場①】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	157.08t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	平成18年11月21日 平成18年11月21日 2-56
破碎減容施設	6.40t/日 (8時間)	廃プラスチック類（フィルム状のものに限る。）、紙くず、繊維くず 以上3種類	平成18年11月21日 平成18年11月21日 2-58
圧縮梱包施設	104.00t/日 (8時間)	廃プラスチック類（軟質のものに限る。）以上1種類	平成14年 9月 6日 — —
	119.20t/日 (8時間)	紙くず（再生利用可能なものに限る。）以上1種類	
	124.80t/日 (8時間)	繊維くず（廃量に限る。） 以上1種類	
	118.24t/日 (8時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類（いずれも廃量に限る。）	
破碎施設	64.19t/日 (8時間)	廃プラスチック類（硬質のものに限る。）以上1種類	令和 元年 6月10日 平成30年 3月22日 2-82
	59.44t/日 (8時間)	木くず（廃量に限る。） 以上1種類	
	37.84t/日 (8時間)	繊維くず（廃量に限る。） 以上1種類	
	48.02t/日 (8時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類（いずれも廃量に限る。）	
破碎施設	3.76t/日 (8時間)	廃プラスチック類（軟質のものに限る。）以上1種類	平成14年 9月 6日 — —

【事業場①】 続き			
施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	477.92t/日 (8時間)	がれき類 以上1種類	昭和63年 9月 1日 令和 4年 7月26日 破2-9
破碎施設	525.00t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	平成18年11月21日 平成18年11月21日 2-57
	356.68t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類	
	339.05t/日 (8時間)	がれき類 以上1種類	
	407.28t/日 (8時間)	金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上3種類	

【事業場②】			
施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
解体分離施設	8.88t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。）	令和 7年 5月15日 — —
切断分離施設	8.88t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。）	令和 7年 5月15日 — —

(3) 保管施設の種類及び能力等 【事業場①】		
産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類（フィルム状のものに限る。）、紙くず、繊維くず 以上3種類	18.0㎡	3.0m（屋内） (54.0㎡地下ピット)
木くず 以上1種類	333.2㎡	4.0m（屋内）
がれき類 以上1種類	137.1㎡	4.5m（屋内） (411.1㎡地下ピット)
木くず 以上1種類	10.5㎡	2.0m（屋内）
廃プラスチック類 以上1種類	10.5㎡	2.0m（屋内）
金属くず、がれき類 以上2種類	10.5㎡	1.2m（屋内） (0.90㎡ボックス×2個)
がれき類 以上1種類	10.5㎡	2.0m（屋内）